

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げの場合は不要）

Table with columns for '変更等があった事項' (Changes/Items), '法人に関する変更' (Changes related to the corporation), '事業所に関する変更' (Changes related to the facility), '加算等 ※注7' (Additional payments), '休止' (Suspension), '再開' (Resumption), and '廃止' (Termination). Rows include items like '変更届出書', '運営規程', '法人の登記事項証明書', etc.

- 注1) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
注2) 業務関係・住所の変更も届出が必要です。運営規程に業務関係を記載している場合は、変更した運営規程も添付してください。
注3) 計画作成担当者のうち、介護支援専門員資格がない場合は、認知症高齢者の介護サービスにかかる計画作成に関する実務経験が必要です。
注4) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要に変更があった場合は、届出が必要です。
注5) この一覧に記載の書類に加え提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における建物の建築基準法及び消防法の適合確認について（ID:1038890）」を参照してください。
注6) 人員変更は特別措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業者の「員数」の取り扱い（ID:1038883）」を参照してください。
注7) この一覧に記載の必要書類とともに、各加算の別紙に記載の添付書類を提出してください。
注8) 市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算について（ID:1074493）」を確認してください。
注9) 休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。
注10) 各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。
注11) 人員の変更時は変更日から4週間前、加算の届出時は各加算の別紙に記載されている該当月の勤務表（加算の別紙の提出がないものについては員数月の勤務表）を提出してください。
注12) 介護予防サービスを行っていない場合は別紙①を、介護予防サービスを行っている場合は別紙①、②を添付してください。なお、住所及び氏名（増補等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。
注13) 同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一宮市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。
注14) 住所及び氏名（増補等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。
注15) 管理者については、認知症高齢者の介護従事経験が3年以上必要です。
注16) 市ウェブサイト「業務管理体制について（ID:1038877）」を確認してください。
注17) 業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ添付してください。
注18) 市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について（ID:1038841）」を確認の上、併せて提出してください。
注19) 法人代表者の住所のみの変更の場合は、添付する必要はありません。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。